

平成 24 年 11 月 1 日

International Swaps and Derivatives Association, Inc. 御中

住所 岡山市北区丸の内 1 丁目 15 番 20 号  
法人名 株式会社 中国銀行  
役職

### 店頭デリバティブ取引の清算集中義務に関する確認書

当法人は、店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令（以下「デリバティブ府令」という。）第 2 条第 3 項第 4 号に該当する取引に関連し、以下について表明保証及び確認する。なお、本書面で使用する用語の定義は、金融商品取引法及びデリバティブ府令に定めるところによる。

1. （清算参加者等である清算業務） 当法人又は当法人の親会社等（デリバティブ府令第 2 条第 3 項第 3 号に定める「親会社等」をいう。）若しくは子会社等（デリバティブ府令第 2 条第 3 項第 3 号に定める「子会社等」をいう。）（以下、当法人、親会社等及び子会社等を総称して「当法人等」という。）は、金融商品取引法第 156 条の 62 第 1 号又は第 2 号に掲げる取引（以下「清算対象店頭デリバティブ取引」という。）を対象とする清算業務のうち、下記□にチェックして選択した清算業務の清算参加者等である。

- 株式会社日本証券クリアリング機構が行う CDS 取引を対象取引とする清算業務  
 株式会社日本証券クリアリング機構が行う金利スワップ取引を対象取引とする清算業務  
 該当なし

2. （清算参加者等でないことに合理的理由がある表明及び保証） 当法人は、当法人と清算対象店頭デリバティブ取引（デリバティブ府令第 2 条第 3 項第 1 号乃至第 3 号又は第 5 号に該当する取引を除く。）を行う相手方（以下「対象相手方」という。）に対して、前項で選択した清算業務を除き、当法人等が当該清算対象店頭デリバティブ取引を対象とする清算業務を行う清算機関（金融商品取引清算機関、外国金融商品取引清算機関又は連携清算機関等をいう。）の清算参加者等でなく、当法人等が清算参加者等でないことについてデリバティブ府令第 2 条第 3 項第 4 号に定める合理的理由があることを表明及び保証する。

3. （情報更新及び通知義務） 当法人は、当法人等が清算会員等である清算業務の種類又は別紙の連絡先に変更がある場合には、本確認書を再度 International Swaps and Derivatives Association, Inc.（以下「ISDA」という。）に交付し、その旨を対象相手方に通知する。また、前項における表明保証ができなくなった場合には、直ちに本確認書の公開を停止する旨を ISDA 及び対象相手方に通知する。

4. （本書面の公開） 当法人は、ISDA が適切と認める方法により本確認書を公開又は利用することに合意する。また、本確認書は、当法人を代表する権限ある者が署名又は記名・押印する方法で当法人がその責任において作成したものであって、ISDA は本確認書に関して一切の責任を有しないことに合意する。

5. （当法人の連絡先） 本書面に関する当法人の連絡先は、別紙記載の通りである。

以上